

かすみがうら市議会総務委員会会議録

---

令和5年11月15日 午前 9時55分 開 会

---

出 席 委 員

委員長	矢口龍人
副委員長	櫻井健一
委員	来栖丈治
委員	鈴木更司
委員	井出有史

---

欠 席 委 員

な し

---

出 席 説 明 者

総務部長	中泉栄一
総務課長	羽成英明
財産総括室長	神野厚

---

出 席 書 記 名

議会事務局 折本尚充

---

## 議 事 日 程

令和5年11月15日（水曜日）午前 9時55分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について
  - (2) その他
3. 閉 会

---

開 会 午前 9時55分

### ○矢口龍人委員長

皆さん、こんにちは。

時間前ではございますけれども全員そろっておりますので、委員会を開催したいと思います。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。

議会事務局、折本尚充君を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

### ○総務部長（中泉栄一君）

まず、本日は、大変お忙しい中、総務委員会を開催いただきましてありがとうございます。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定についてでございます。

これは、本市と結びつきの深い法人に対し、必要に応じて市役所から職員を派遣することができるよう条例を制定するものでございます。

ちなみに、同様の派遣条例は、茨城県と茨城県内市町村合わせて45団体のうちの39団体で既に制定済みのものでございます。

詳細については、羽成総務課長から説明をさせていただきます。

### ○総務課長（羽成英明君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

1、かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の案でございます。

第1条で、この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づきまして、公益的法人等への職員の派遣に関し必要な事項を定めるものでございます。

条例案として記載がございまして、こちらのページのところで条例案の概要についての説明ということで、こちら2の条例制定の要旨というところでございまして、人的支援を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することにより、公益的法

人等の業務の円滑な実施の確保を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、将来的に職員の派遣が必要とされる場合を想定し、公益的法人等への職員の派遣ができるように例規の整備を行うものでございます。

3といたしまして、(1)派遣先ということで、公益的法人等ということで、対象となる法人につきましては、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会、かすみがうら市商工会、公益社団法人かすみがうら市シルバー人材センターと、次のところで特定法人ということで、かすみがうら未来づくりカンパニーということです。

(2)派遣職員につきましては、対象となる派遣職員といたしまして、一般職員、あと、役職定年制度になりまして、来年の4月からは定年前再任用短時間勤務職員という形の者がございまして、そちらの職員、あと暫定再任用職員ということで、これまで再任用職員としての位置づけであった者が、定年延長に伴いまして暫定再任用職員というような名称の取扱いになるものでございます。そのほか任期つき職員ということで、対象の職員と考えています。

また、特定法人、かすみがうら未来づくりカンパニーの場合については、職員としては一旦退職して派遣されることとなります。

4番、県内の条例制定状況ということで、茨城県及び39市町村。

その他、関連する要綱等ということで、公益的法人等への職員派遣で関わりがあるものとして現在制定しているものは、(1)かすみがうら市が人材支援を行う法人等へのかすみがうら市職員の再就職に関する要綱というものが制定してございまして、その中では、法人等への職員の再就職の取扱いということで、一定の場合にはその職員に派遣の紹介をするというようなことになってございまして、その中でも社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会、公益社団法人かすみがうら市シルバー人材センター、かすみがうら市商工会などは、その対象としているところです。

2といたしまして、社会福祉協議会からの実務研修職員の受入れという要綱も制定してございまして、この中では、社会福祉協議会の求めに応じて社会福祉協議会の職員の实務研修ということで、必要に応じて市のほうに受け入れるというような規定がございまして、

そのほか、茨城県や一部事務組合、広域連合への職員派遣や、他の自治体との人事交流は既に実施しているところです。

今回の条例につきましては、市の現職職員を派遣するというものを可能とするような内容の整備になるものですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問はございませんか。

○来栖丈治委員

これまでも社会福祉協議会とかには、職員の人事交流というのはあったわけですね。先ほど現職という話になりましたけれども、その確認と、今期というか条例を整備して、来期からそういうことの準備があるということかどうか確認したいと思ひます。

○総務課長(羽成英明君)

市町村合併前では、旧霞ヶ浦町等では社会福祉協議会との職員の派遣とかは実際やっておりましたが、市町村合併後については、特段はやっていないと記憶しています。

ただ、社会福祉協議会からの職員の受入れについては、実施している事例が、2年間ありまして、そ

ちらのほうは既に受入れの経験がございます。

あと、退職職員については、こちらからあつせんしたわけではないですけれども、市職員で観光課の職員だった者が事務局長として就任した事例は前にございます。ただ、これは、あつせんというか紹介の事例ではなかったとは思いますが、そういったことが実例としてはございました。

あと、今回の条例制定については、すぐにやるというわけではなくて、今後そういうことも可能になるというようなことですので、前もって制定しておきたいというような内容でございます。

○来栖丈治委員

この身分的なものの変化があるのかというのと、職員としてその派遣行為を受入れざるを得ないのかどうなのか、そういったところはどうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○総務課長（羽成英明君）

原則的には、法律の中でも規定がある期間については、およそ3年間以内を想定しているような状況でして、また、その職員の身分といたしましては、社会福祉協議会への派遣であれば、そのまま在職のままの派遣で、同じ身分の給与をもらった中で派遣をするというようなことでございまして、あと、かすみがうらカンパニー等のものにつきましては、一旦職員は退職して、3年以内の間であればそちらで勤務して、給与はそちらの法人のほうからもらっておいて、3年後には市のほうに戻ってきてというのは、確実に戻るといふ決まりがありますので、その時点では確実に同じ経験年数を踏まえた中で戻るといふような条件の下に派遣するといふような内容でございます。

また、事前に当然そういった人事異動もございますので、その場合については、事前には内々示等でおおよそ了解を得た上で派遣したいと考えています。

○来栖丈治委員

身分が変わらないで派遣される場合はそれでいいですが、ひとつ、かすみがうら未来づくりカンパニーになんかの場合には、一旦退職してといふようなお話があったと思います。その期間というのは、退職金であるとか年金であるとか、そういったもののカウントといふのはされないといふことになるかと思うんですが、そこ確認です。

○総務課長（羽成英明君）

その内容につきましても、先ほど期間が3年間といふようなお話をしたと思うんですけれども、3年間期間であれば、その間については退職金のカウントもされるし、ただ、退職金の負担金は払っているので、その期間は一時停止になって、復帰した段階で遡って3年間分とか、2年間分の退職金の負担金を払って、退職金としては支障がないような形になるといふようなことでございます。

○櫻井健一委員

1点、派遣を見越して、職員の採用の人数なんかには影響されることはあるんでしょうか。

○総務課長（羽成英明君）

職員定員としては、派遣の人数についても職員としてはカウントはいたしますけれども、その部分についても、制度改正ではなくて別の視点から、定員適正化計画の見直しを考えていますので、その中では考慮していく必要があると考えています。

○櫻井健一委員

今年度に、これが準備段階でということなんですが、そういう任用職員の制度の見直しを含めてといふ中では、減らしていく方向にあったと思うんですけれども、そこをどう左右していくのか具体的に教えていただきたいんですけれども。

○総務課長（羽成英明君）

派遣条例とダイレクトというわけではないんですけれども、役職定年がございまして、役職定年の方が60歳超えると定年になって、そうしたときにその方については、役職定年して正職員になるか、定年後の再任用になるかというのはその人に意向に係ってくるので、定員適正化計画上、その方をカウントするとなると、職員の数が圧縮されてしまうというところがあります。

もう一点、今、育児休業等の者の取扱いも推進しろということがありまして、また一方で、休職者も数が結構ありまして、そういったところもあると、今までは減少傾向にあったのですけれども、ある程度弾力性のある職員にしないはずいかなというところがあり、そこも含めて検討しているような状況でございまして、あと、退職者の年齢的にも、ここ数年退職者の数も多いものですから、制度改正もあるので弾力的な運用のため、若干定員の人数の見直しは必要かなということ考えています。

○櫻井健一委員

定員を少なくし過ぎて、一個人への負担が大きくなり、休職が増えるということであれば、その定員の圧縮ということで目標にしてきたところも一度見直す必要があるのかなとも感じますので、そこを踏まえてその定員というところと、実質動いている人たちの、職員さんというところのバランスというところが大切になってくると思うんですけれども、具体的な数字で、何年までに何人までといったところの改正があるのであれば、それも早めに出していただくと助かると思いますので、これはご提案ということをお願いします。

○総務部長（中泉栄一君）

今の定員適正化計画は、減少というよりは横ばいの状態をずっと保っていくという計画なのですが、実際それでは、今、課長が説明したように賄い切れない状態になっており、会計年度任用職員なんかは大分そちらに負担がかかっている部分もあったりしますので、来年度は、例えば任期つき職員でももっと対応したりとかしながら、新しい定員適正化計画みたいなものをつくり直す時期に来ているというふうに思っておりますので、そういった方向で進めてまいりたいと思います。その際はまたご相談させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○矢口龍人委員

今、その人員の部分で、現在計画している派遣する人数はどの程度予定をしているのか。当然その相手方がいることなんで、相手方との交渉の中でどの程度予定しておるのかちょっと計画的にあれば教えていただけますか。

○総務部長（中泉栄一君）

まだ、具体的ではないんですけれども、例えば、昨年末に社会福祉協議会で給与の支払いの関係で、みんなが分からないうちに給与が多く払われてしまっていた問題があったり、あとは、直接ではないですけれども、商工会なんかで事務局長が急逝して、事務局長がずっと空席だったりなど、そういった問題などもございますので、そういったところも我々、話し合いは持ったりしているので、そういうところに必ずということではないんですけれども、相手からの求めに応じて職員を派遣するというような考え方で、ルールは今つくっておいて、これからの人事、もちろん市役所の全体を含めて人事をやりますので、そういった中で行けるところは行かせるような形で考えているところで、今の段階でどこにどう振り分けるとかというのは、ある程度構想的なところはありますけれども、具体的なものは今のところ決まってはいない状況です。

○矢口龍人委員

今おっしゃっていた商工会の問題も、私も商工会役員やっているものですから、なかなか事務も大変だなということで、局長不在というようなことですが、例えば商工会で、要するにそのランクの

人を派遣願いたいという場合に、例えば課長クラスとか、3年と言いましたよね、そうすると定年に達しない人を派遣するということになるんでしょうね。例えば任用職員を派遣ということじゃないと思うんですけども、あくまでも職員でしょうから。その辺のところをどういうふうなお考えでいるのか、お尋ねします。

○総務部長（中泉栄一君）

一応、今の段階では、人事異動の一つとしてそういうところに行くという考え方で、県とか国とかいろいろなところに派遣していると思うんですけども、同じような形でやっていければなど。逆に、場合によっては、例えば社会福祉協議会であれば、社会福祉協議会は我々のほうに人材が来るというルールもありますので、例えばそういう人事交流みたいなものも含めることもできるのかなと考えたり、そういう形で臨機応変に、相手方とお話をしながら進めていきたいというふうに考えています。

○矢口龍人委員

確かに3年の任期というのと、人事交流というのは非常にいいことだなと。実際、シルバーもそうだし、社会福祉協議会にあっても、長くそのポジションにいると不都合が出てきますので、3年というのは意義があるのかなと。ただ、その経験をきちっとした人を派遣しないことには、素人派遣してもプラスにならないと思うので、その辺のところの人事が難しいな、専任するのは難しいなと思いますけれども、その辺のところは総務のほうでしっかりと人事管理していただいて、適材適所というふうなことをお願いしたいというふうに思います。要望します。

ほかにご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問がないようですので、本件を終結いたします。

ここで総務部長から発言の申出がありますので、これを許します。

○総務部長（中泉栄一君）

それでは、その他のところで、廃校利活用の進捗についてご説明させていただき、ご意見をいただければと思います。今回、ご説明させていただくことで、総務委員会の皆様と情報を共有させていただいて、ご意見をいただければというふうに考えております。

資料のほうをご覧くださいと思います。

資料には記載されておきませんが、ご承知のとおり、現在廃校といえば、佐賀小学校はキャンプ場として、そして、牛渡小学校は日立建機の研究施設として民間活用され、また、安飾小学校は歴史博物館所管の埋蔵文化財収蔵庫として活用されております。

今回は、それ以外の廃校小学校の利活用の方向性と進捗状況、そして、今後の取組を説明させていただきたいと考えております。

なお、資料にもございますように、学校によって施設の所管をしている部署が分かれていますので、なるべくお互いの部署で連携して情報共有をしてはおりますけれども、総務部所管以外の施設については、もしかするとお答えできない部分もあるかもしれません。また、民間事業者と現在交渉中の案件につきましても、詳細まではお話ができない場合もございますので、その辺あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、詳細につきましては、検査管財課財産調整室の神野副参事から説明をさせていただきます。

○財産総括室長（神野 厚君）

本日は、大変貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

それでは、現段階におきます廃校利活用の進捗につきましてご報告いたします。

初めに、平成28年3月をもって廃校しました旧下大津小学校につきましては、農業の振興、牽引が見込まれる事業であることなどを提案事業の条件といたしまして、今月2日から末日までを提案事業の公募期間としまして、市ホームページを通じて、利活用事業者の公募を行っているところでございます。

旧下大津小学校の敷地面積は2万1424.90平方メートルで、敷地内の建物は令和4年度に全て取り壊し、現在は更地の状態となっております。

また、利活用につきましては、10年間の一括有償貸付を基本としております。

今後につきましては、事業者選定のための審査会を12月中に開催し、事業者提案によるプレゼンテーションを実施する予定でございます。

この事業者選定のための審査会につきましては、副市長、市職員のほか、地域住民の代表者として、下大津地区の区長会長や副会長の職にある方などを審査員とし、審査の過程におきまして、事業を通じて地域との共存、地域の活性化が図られ、有効に利活用されるのかといった点などを評価していただきます。

審査の結果、最も評価が高かった事業提案者を優先交渉権者として、これ以降、市と優先交渉権者が、事業提案に基づき、契約の内容の調整や免責事項などに対する協議などを進めてまいります。

令和6年1月には、地域住民の方などを対象に地域説明会を開催し、優先交渉権者と地域住民の方が直接話し合う機会を設けまして、その後、地域住民の方から一定の理解が得られましたときには、正式な契約など必要な手続を進め、優先交渉権者によって旧下大津地区小学校跡地の利活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、旧志士庫小学校につきましては、校舎裏側の特別教室棟とランチルームを、地域の活動を支える地域コミュニティ施設として改修し、令和6年度中の供用開始に向けて、現在、準備を進めているところでございます。

なお、コミュニティ施設としての整備に当たりまして、電力や水道配管の引込み、施設内部の調査、その他施設整備に関する調査のほか、実態の把握と必要な情報の整理を行うため、設計や調査等の業務委託を予定しており、その経費につきましては、令和5年第4回定例会に補正予算で提案したいと考えております。

資料の一部訂正がございまして、志士庫小学校のところですが、今後の取組の予定で、令和5年1月に設計業務委託発注予定というのは令和6年1月となります。申し訳ありません。

次に、令和4年3月をもって閉校しました旧志築小学校につきましては、千代田公民館の機能と図書館機能の移転に向けて、現在、市民部地域コミュニティ課におきまして、令和6年4月の供用開始を目指し整備を進めております。

そのほか、旧新治小学校、旧七会小学校、旧上佐谷小学校の3校につきましては、現在、避難所機能やコミュニティ機能を維持しながら、地域との共生を望む民間事業者などへの貸付け等を最優先に、利活用に向けた意見交換を進めているところでございます。

なお、今後の取組としましては、引き続き廃校施設の活用を検討している民間事業者と意見交換を行い、利活用に向けた公募要項を取りまとめるなど、公募に向けた準備を進め、準備が整い次第、利活用事業者を公募してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。  
ご質問ありませんか。

○櫻井健一委員

下大津小学校ですけれども、プレゼンテーション審査があるということで、どのような業者が何社ぐらい来ているのか教えていただけないでしょうか。

○財産総括室長（神野 厚君）

現在、公募期間中のごさいますて、何社来ているかまではまだ把握をしていない形です。

○矢口龍人委員長

今月末までです。

○櫻井健一委員

では、最低でも1社以上は、今の段階では確認は取れているという解釈でよろしいでしょうか。

○財産総括室長（神野 厚君）

1社以上は、公募のほうの見込みがあると見込んでいます。

○櫻井健一委員

新治小学校と七会小学校、上佐谷小学校で、避難所機能や地域コミュニティ機能を維持しながらということなんですが、この維持に関して経費としてどのくらい、何をされてどのくらいの経費がかかっているかというのがお分かりであれば教えていただきたいんですけれども。

○財産総括室長（神野 厚君）

避難所機能と地域コミュニティの費用ということでよろしいですか。

○櫻井健一委員

例えば電気を残しているとか、水道を残しているとかというような費用と、その2点教えていただければと思います。

○財産総括室長（神野 厚君）

所管が学校教育課のほうになるんですが、いずれも学校は令和4年3月に閉校したもののなので、電気と水道のほうは入っていると聞いております。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。 [午前10時24分]

○矢口龍人委員長

では、休憩前に引き続き会議を続けます。 [午前10時36分]

志士庫小学校のサッカー場との関連もあるし、その辺のところも聞いてください。

○鈴木更司委員

今、関心事といえば、地域では校舎をいつ壊してもらえるのかなというところなんです。ここには書いていないですものね。

○財産総括室長（神野 厚君）

旧志士庫小学校の本校舎や、その他屋内運動場など、施設の建物の解体については、財政部門と協議を進めているところで、時期はまだ未定という形になっているのが現状です。

○総務部長（中泉栄一君）

壊すのはまだ見込みは立っていないくて、志士庫小学校については、ここに書いてある6年度中には供用開始のスケジュールで進めておりますけれども、前の校舎を壊すことに関してはスケジュールが決まっていないとか、壊すかどうかはまだ決まっていないというのがあるのですけれども、壊すとして

も、壊す建物が順番待ちになってしまっていて、今の段階では、本来であれば壊して供用開始であれば、というのが地元の考え方だったと思うんですけども、今の段階では、壊さない前に供用開始するというのが今の考え方になっております。

○鈴木更司委員

壊した上での話になると思うんですけども、戸沢公園と統合できるのかというところをどのように検討されているのでしょうか。

○総務部長（中泉栄一君）

一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、基本的にはそういう方向で、方向性は変わっていないので、戸沢公園を。ただ、戸沢公園をこちら側に移すという考え方はもともとあったんですけども、一方で、体育館など体育施設の全体の見直しも、実際にやってはいないんですけども、やらなければいけないというのもあって、それはある程度適正配置のような形の考え方の中に戸沢公園も入っているのかなど。ただ、それは、新しい第2次の計画で、今つくっていますので、それには入れられるような形で、その方向性について早く示していきたいなと思っています。

○鈴木更司委員

インフラ整備工事の設計業務委託費というのは、補正予算で出てくるということなんですけれども、具体的には幾らぐらいのものなのでしょうか。

○財産総括室長（神野 厚君）

188万1000円の補正予算です。

○矢口龍人委員長

中身は何をやるんですか。

○財産総括室長（神野 厚君）

低圧電力と、水道管の引込みのほかに施設の内部の調査です。建物が古いので調査のほうと、その他施設整備に関する調査、ほかに必要な情報取りたいので、その調査のほうを踏まえたもので補正予算として188万1000円の予定をしております。

○櫻井健一委員

志士庫小学校の地域で説明会のときに、運動場で広く使いたいといったところとは逆行するような、ここの施設は残してもらいたいとか、この木は切らないでほしいとか、要望が出ていたと思うんですけども、そういったところで、どれを残してどれを撤去するかというのは、もう決まっているのでしょうか。

○財産総括室長（神野 厚君）

委員がおっしゃる、記念樹であったり、記念碑については、それぞれご意見を聞いた上での整備をしています。内部的には、資料的には持っています。

○櫻井健一委員

残すという意味合いであれば、有効な敷地面積を活用するに当たって場所を移すとか、そういったことも考慮しての判断ということになっていると、解釈してよろしいでしょうか。

○財産総括室長（神野 厚君）

そのとおりでございます。

○井出有史委員

地元の方が、どういう方向に話が進むかというのは、やはり興味のある関心事になっているんですけども、いつ頃その公募が始まるのか、具体的なものは全く出せないんですか。

○財産総括室長（神野 厚君）

現段階では、今、本当に民間企業さんのほうと意見交換を進めておりますので、企業名とかは伏せさせていただきますんですが、例えば農業関係の方とか事業所さんとは、上佐谷小学校のほうにつきましては。

○矢口龍人委員長

七会小ですよ。

○財産総括室長（神野 厚君）

七会小につきましては、自然エネルギーの関係の事業者であったり、その研究を行っている企業さんのほうと、意見交換のほうを進めているところです。

○総務部長（中泉栄一君）

これも何か横断的に、地域未来なんかも関わりながらいろいろ話はしているんですけども、どういう会社でどういう話をしているかというのはまだ決まっていることではないのでお話しはできないんですけども、話の内容は進んでいるとは思いますが。ただ、結局その1社だけで公募とうわけにいかないの、ある程度そういう話のあるところがあれば、ほかの公募の意見も聞くために、今回、下大津小学校と同じような形で進めていくということじゃないかと思えます。

○矢口龍人委員

そうすると、ある程度具体的になってきてから募集をかけようという、何かそういうような考え方に聞き取れるんですけども、特に千代田地区の学校は土地利用の部分で条件が厳しいので、民間活用というのは非常にむずかしい部分があると思うんです。ですから、その辺のところは、農業関係とかそんなことであればそこそこクリアするんだろうけれども、企業的な部分で何かやろうとすると非常に難しい部分が多いんですよ。だから、そこに対して、今ある既存の建物を解体して更地に、その建物を再利用してもらえたらいいんだけども、そうじゃなくて、それを改築するということが不可能でしょうし、あとは市で更地にした状態でどうぞというふうな部分なのかなと思うんですけども、その辺も加味した交渉ということによろしいんですか。

○財産総括室長（神野 厚君）

そのとおりでございます。

○矢口龍人委員

いずれにしても、早いうちにある程度スケジュールを出してもらいたいですよ。確かに市のほうも、さっきの話じゃないけれども、解体費用も出すのも大変な状態であって、順番があるからそんなに一気にできませんよというようなことかとは思いますが、ただ、地元にとってはやはり非常に重要な問題なんで、ある程度、タイムスケジュール的なものは早めに出していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務部長（中泉栄一君）

できる限り早いスケジュールで進めていけるような形で、順番も決めたりしながら進めてまいりたいと思います。

○矢口龍人委員

もう一点、この志筑小学校ですけども、千代田義務教育学校地区コミュニティセンターに転用するという、そういう内容があったんですか。

○総務部長（中泉栄一君）

今の千代田公民館を移転するという。ただ、今度は位置づけは公民館ではなくて、施設としてはコミ

ユニティセンターになるということで、千代田中地区のコミュニティセンターにそこが位置づけされると。なおかつ複合的な窓口機能なんかも持たせますし、それは4月からではなくて、今の段階では11月を目指して、新しい庁舎の窓口と同時に、そちらのほうの窓口もオープンするというような形で考えております。

○矢口龍人委員

それと、その志筑小学校の機能なんですけれども、要するに公民館機能を移すと。今ある千代田公民館の講堂も全部移動すると思いますけれども、体育館をその講堂に切り替えていくのかどうなのか、お願いします。

○総務部長（中泉栄一君）

これもちょっと地域コミュニティ、市民部の所管なんで、私は意見を調整している程度ですけれども、そのような形で千代田講堂の機能は、旧志筑小学校の体育館のほうに移すようには聞いております。

ただ、部分的には、大きい催しとか何かは、新しい下稲吉中学校に移すようなのが望ましいと思いますけれども、基本的に通常の講堂でやっていたものは、旧志筑小学校の新しいコミュニティセンターのほうに移るといふふうに理解をしております。

○矢口龍人委員

そういった場合に、例えば体育館に、移動する客席で300人ぐらい座れるような、そういうものまで設置する計画なんですか。

○総務部長（中泉栄一君）

私、個人的にはそれが必要かなとは思いますが、今の段ではそこまで具体的な話はないと思います。

○矢口龍人委員

ぜひ、やはりそういったものが、人が集まっている見たり聞いたりできるような、そういう部分として、せつかく移動して新たな公民館機能を持たせるのであれば、そういうふうにしてもらいたいなと思います。今、志筑小学校云々って言ったけれども、これは開放型にするかどうかということに対してもまだ結論は出ていないようですし、やはり今の総務部長の思いであって、私も思いは同じなんですけれども、どうも何か学校教育課の中ではそういうわけにいかないような話もあるんで、その辺のところはまたご検討いただきたいなというふうに思うんですけれども、よろしくお願いします。

○鈴木更司委員

先ほど更地にしての利活用をという話だったんですけれども、櫻井委員がおっしゃったように、モニメントみたいなものを残してほしいとか、要望というのは各地区あると思うんですけれども、下大津小学校には石碑とか石を丸く組んだものとかがあるんですけれども、ああいったものの取扱いというのはどういうふうになっているんでしょうか。

○財産総括室長（神野 厚君）

実際の使われ方でよろしいですか。利活用については。

○鈴木更司委員

どかしちゃうのかなとか。

○財産総括室長（神野 厚君）

敷地内の記念碑、記念樹、その他もあるんですが、現状のまま撤去せずに、利用事業者さんによっては使用していただけるように、こちらから求めております。

○総務部長（中泉栄一君）

公募の条件でそういう条件をつけていますので、今あるそういったものはそのまま残して活用できる計画にしてほしいということで話をしていますので、それは地域の要望にありますので、それは心配しなくても、下大津小学校で今残されている部分については、今の段ではそういう形で募集をしている状況です。

○矢口龍人委員長

ほかにどうですか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで執行部の方には退席をお願いします。

ここで暫時休憩します。 [午前10時51分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時51分]

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございましたら。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ございませんか。

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の総務委員会を散会といたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

散 会 午前10時52分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 矢口龍人